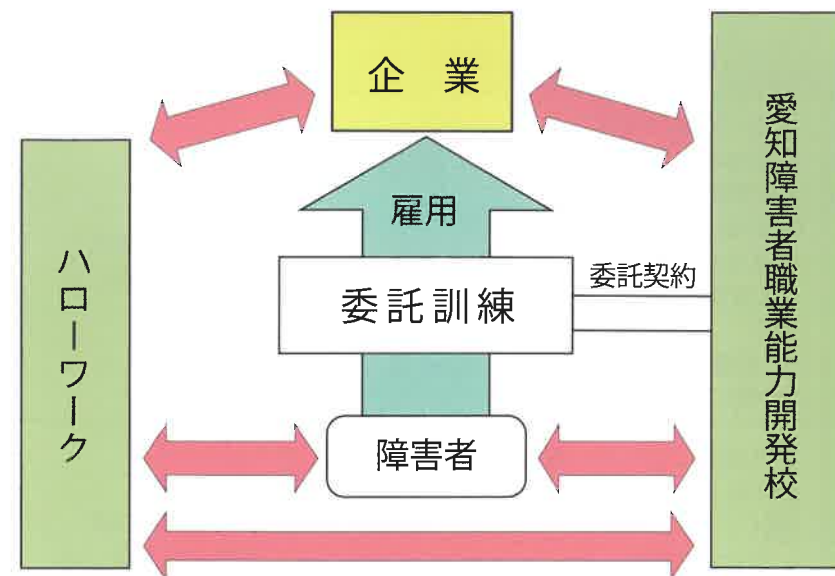




障害者雇用に関する主な助成金のご紹介

障害者の雇用を促進するため、障害者を雇用した企業には、以下の助成金を利用できます。

- ① 特定求職者雇用開発助成金
問い合わせ先：最寄りのハローワーク
- ② 障害者トライアル雇用助成金
問い合わせ先：最寄りのハローワーク
- ③ 中小企業応援障害者雇用奨励金
問い合わせ先：愛知県労働局就業促進課 ☎052-954-6367

ご存知ですか、障害者雇用率制度

民間企業や官公庁には、法律によって障害者を雇用する義務が課せられています。常用労働者の中で雇用されている障害者の割合を障害者雇用率（いわゆる法定雇用率）と呼び、その割合は以下のとおりです。

法定雇用率（令和6年4月1日～）

民間企業 2.5%
国、地方公共団体等 2.8%
都道府県等の教育委員会 2.7%

040601/500

国立県営 愛知障害者職業能力開発校

〒441-1231 愛知県豊川市一宮町上新切 33-14
電話 (0533) 93-2505 FAX (0533) 93-6554 (訓練課 委託訓練担当)
E-mail: noryokukaihatsuko@pref.aichi.lg.jp
本校 web ページ: <https://www.aichivti.ac.jp/site/noryoku/>

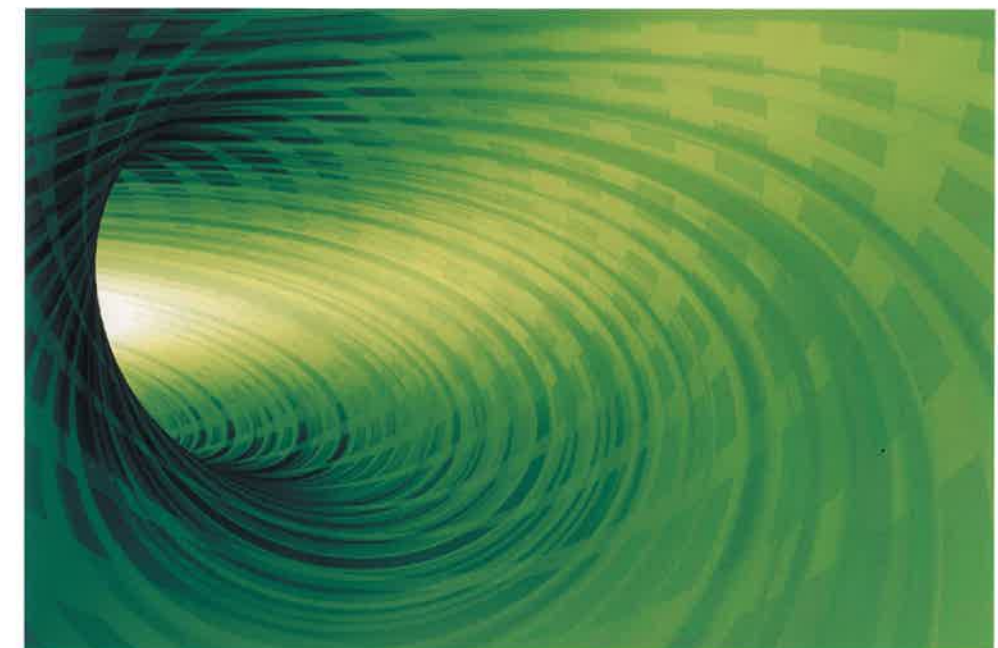


企業・団体等の皆様へ

御協力ください

障害のある方の雇用・就労支援

障害者委託訓練の御案内



国立県営 愛知障害者職業能力開発校



障害者の委託訓練を活用してみませんか

《障害者委託訓練とは》

障害者委託訓練は、求職中の障害のある方に就職に必要な知識や技能を習得していただき、就職の促進を図るため、愛知障害者職業能力開発校が企業・社会福祉法人・特定非営利活動法人・民間教育訓練機関等に委託して実施する職業訓練（職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令 24 号）第 9 条に規定する短期課程の普通職業訓練）です。

本校では、ハローワーク・市町村の障害者支援機関と連携し、この職業訓練の促進を図っています。

企業・団体等の皆様で、障害のある方の雇用・就労支援をお考えの際は、是非、本校が実施する障害者委託訓練の活用をご検討くださるようお願いします。

《訓練の対象者》

- ① 身体障害者手帳、療育手帳（愛護手帳）、精神障害者保健福祉手帳、精神科医の意見書のいずれかをお持ちの方。
- ② 最寄りのハローワークに求職申込みを行い、職業訓練受講のあっせん等を受けられた方で、就労の意欲がある方。



軽作業・農作業訓練



荷役倉庫内作業訓練



PC スキル習得訓練

《訓練コース》

	訓 練 内 容	訓練期間と時間	(注1) 委 託 料
実践能力習得訓練 コース	企業・団体の各種求人内容に対応した実際の業務を訓練コースに設定し、実践的な作業実習を行います。 障害者は会社の職場環境を知ることができ、事業主も障害者の職業能力を確認することができます。 (例) ・一般事務、製造現場作業、清掃作業、物流作業、福祉施設業務など	原則 3 か月以内 標準 100 時間／月	64,000 円／月 (中小企業等につ いては、 96,000 円／月)
(注2) 知識・技能習得訓練 コース	集合訓練によって、就労に必要な知識・技能の向上を図ります。 (例) ・パソコン講座 ・介護職員初任者研修課程取得	原則 3 か月以内 標準 100 時間／月	64,000 円／月
e - ラーニング コース	在宅就業支援団体等（障害者雇用促進法第 74 条の 2 に定める法人）を委託先とします。 (例) ・インターネットを利用した小規模な Web サイト制作ができる実践スキルの習得	原則 3 か月以上 標準 100 時間／月	64,000 円／月

(注 1) 委託料は一人当たりの上限額、消費税別

(注 2) 対象期間内に所定の条件を満たし就職した場合については、就職支援経費をお支払いします。

訓練実施をお考えの企業・団体等の皆様へ

- ① 障害者委託訓練は就職を目標とした職業訓練です。委託訓練受託後は、本校障害者職業訓練コーディネーター等・ハローワークと連携して、障害のある方の就職支援を積極的に実施していただき、就職機会の促進にご協力ください。
- ② 実践能力習得訓練コースは、随時、委託先を募集しています。
- ③ 知識・技能習得訓練コースは、年に複数回、企画提案による入札（公募型プロポーザル方式）で委託先を決定します。
- ④ 障害者委託訓練の内容、手続き等の詳細については、愛知障害者職業能力開発校にお問い合わせください。
- ⑤ 実践能力習得訓練コースの実習中に、事故が発生したときには労災保険が適用されます。
- ⑥ 企業や障害者に委託訓練の目的や内容を周知するため、ハローワークや市町村の障害者支援機関と連携し、委託訓練の促進を図っています。
- ⑦ 相談・支援は、本校コーディネーター等が行っています。